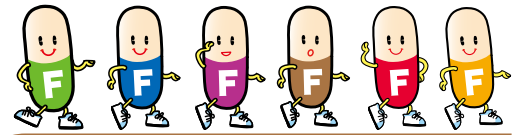
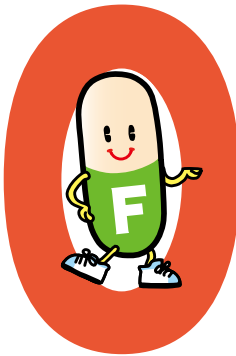


POWER!



秋

平成25年(2013年)
10月20日発行

発行所 ● 日本薬剤師連盟
〒160-0004
東京都新宿区四谷4-3
ケイアイ四谷ビル
TEL (03) 3225-3100
FAX (03) 3225-3200

発行月 ● 1月・4月・7月・10月

http://www.yakuren.jp

こんな薬剤師・薬局はいらない!!!

医薬分業バッシングが止まらない。多くの薬局では患者のためにと薬剤師の業務を行っているにもかかわらず、患者の声としてあがってくる分業に対する不満。

患者や、他職種からあがってくる医薬分業に対する批判は、薬剤師としての職務を放棄している薬剤師・薬局が多数あるのではないかと思わせるほどです。実際にはごく一部のダメ薬局による行為でも、表に声としてあがってくれば薬局の全てが、そして医薬分業という仕組みがダメだと語られてしまいます。皆さんの周りにはこんな薬剤師はいませんか？

ダメ1 ジェネリック医薬品の説明をしない薬局



中医協の調査によると、11%の患者が、薬局でジェネリック医薬品について説明を受けたことが「ない」と回答し、15%の薬局が情報提供文書を交付する際に「口頭では説明していない」と回答しています。

70%以上の患者が「ジェネリック

医薬品を積極的に調剤している薬局が近くにある場合その薬局を利用したい」と回答しているということは、薬局がその情報提供場所として役割を果たすべきであることを示しています。

「あの薬局ではジェネリックの説明を聞いたことがない」「在庫がないから、とジェネリックの調剤を断られた」などと言われることがないよう、患者への情報提供を行うことが求められます。そして、メーカーの選定に当たっては経済的なインセンティブのみにとらわれることなく、医療人としての視点で患者のために選定を行う必要があることは言うまでもないでしょう。

ダメ2 処方箋がないと入れない薬局

処方箋の調剤だけを行い、一般用医薬品を扱っていない薬局が増えています。薬局薬剤師は、セルフメディケーションを推進するため、一般用医薬品の供給と適正使用の推進に積極的に取り組むことが求められています。



平成23年度に行われた患者調査で、薬局が一般用医薬品の供給・相談応需の場であるイメージが薄れつつあることが浮き彫りとなりました。この状況は薬局薬剤師職能の危機といえるでしょう。薬局はこれからセルフメディケーションの拠点とならなければなりません。

ダメ3 コソコソ疑義照会をする薬剤師



薬局での重要な業務である疑義照会。医薬分業の柱とも言える業務です。

“医師に遠慮して患者から見えない場所で電話をする”という話を耳にすることがありますが、全てを患者から隠しコソコソと行う必要は

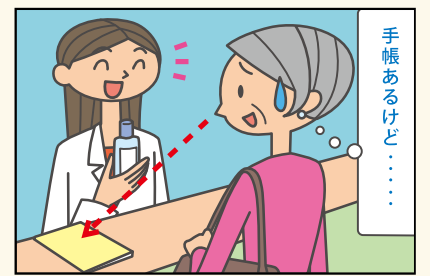
ありません。患者に医師と薬剤師がやりとりをする姿を見せてこそ、疑義照会の意味を、そして医薬分業の重要性を、理解して頂けるのです。

また、患者の質問や、訴えに対して「先生がそういっているなら、そうなのでしょう」という対応は、「この薬剤師は誰を見て仕事をしているのだろう？」と思わせてしまいます。薬剤師として、患者の訴えをどう判断し、どう応えるのかはとても重要です。

医師の言ったことをそのまま伝え、薬を渡すだけであればそこに薬剤師が介在する意味はありません。

ダメ4 患者のお薬手帳を確認しない薬剤師

患者がお薬手帳を持っているかどうか確認しない薬局が実際にあると報告されています。確認することなく、薬と一緒にシールを袋に入れて渡してしまう。これでは全く手帳の意味がありません。



東日本大震災を契機にお薬手帳の有用性が社会に認められ、調剤報酬で評価されているにもかかわらず、そのような行為を行ってしまう薬剤師は、調剤報酬ドロボーと言われても仕方がありません。

一度でもそのような対応を経験した患者は、その後、他の薬局でどれだけお薬手帳の重要性を説かれても耳を傾けてはくれないでしょう。

この他にも、お薬手帳の制度を説明する際に「お薬手帳を持つことが義務化された」などと説明をした薬剤師がいることも苦情として寄せられています。お薬手帳の有用性と利用方法を正しく患者に説明してこそ、手帳が活用され、本来の役割を発揮するのです。

藤井基之参議院議員
次期組織内候補に決定!!

詳細3面

気がしてならない。

その波も砕け散るにつれて。数年
前まで、自宅のベランダ菜園でトマトを
栽培していた。野菜の収穫時期が近付
くと、今まで見向きもしなかった都会の
カラスたちが襲来してくる。初めは、食
べごろになったトマトを突つく。そのう
ち、もう少し青いやつから真っ青な実ま
で蹴散らかす。そこに得るものは何もな
い。それで栽培するのが嫌になった。何
やら、医薬分業の出店攻勢と似ている

風力計



公益社団法人 日本薬剤師会
常務理事 永田泰造

都会のカラス

薬剤師になり、本来の薬剤師業務につ
いたのは30歳を過ぎてからである。父は
医療業界と全く無縁の農家出身のサラ
リーマンであり、家族から半ば強引な了
解を取り付けて薬局を開業した。

広島県の下駄リンピックの松永で生
まれ、大阪の松屋町で小学校時代を過
ごし、その後は尼崎そして野田阪神(大
阪)と、父の転勤で10年以上同じ土地に
住んだことがない関西系の小生にとっ
ては、東京永住には勇気がいる。戦後の
高度成長期であった昭和の時代、父は仕
事に明け暮れ正月も3日から仕事をし
ていた。こんな状況であったので、学校
の休みには必ず松永に里帰りし、自然を
相手に遊びほうけていた。5分も歩けば
川があり、15分かれば海にたどり着
く。鮎や手長エビ、潮干狩りにカブトガ
ニ、どこでも泳げるし昆虫もいる。こん
な自然の中で幼少期を過ごせば、都会
のジャンブルを躊躇するのは否めなかつ
た。しかし、転々と居を移した経験か
ら、子孫に友人と別れていく辛さを味あ
わせたくなかった。30代のころの決断と
その時に考えた将来像が、医薬分業の
波に乗れたお蔭で、今やある処まで実現
することができた。

「薬事法」の名前が無くなる？

医療機器、再生医療で薬事法改正案国会審議へ

10月15日、開会された臨時国会に、薬事法の改正案が提出されている。薬事法の改正については、インターネット販売の問題に関連して、一般用医薬品の販売に関する新たなルール作りに関する議論が進められ、薬事法改正が検討されている。

その一方、第183回通常国会に、医療機器及び再生医療等製品に係る薬事法の改正案が提出されていたが、継続審議となり、この臨時国会で改めて審議することとなった。改正案では「薬事法」の名称が、「医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性等の確保に関する法律」と改称されることになっている。

再生医療等製品とは次のように定義されている。●人の細胞に培養等の加工を施したものであって、①身体の構造・機能の再建・修復・形成や、②疾病の治療・予防を目的として使用するもの ●遺伝子治療を目的として、人の細胞に導入して使用するもの

その一方、第183回通常国会に、医療機器及び再生医療等製品に係る薬事法の改正案が提出されていたが、継続審議となり、この臨時国会で改めて審議することとなった。改正案では「薬事法」の名称が、「医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性等の確保に関する法律」と改称されることになっている。

我が国はME機器など、優れた医療機器の製造、開発技術を持ちながら、国際競争力が弱くことが指摘されてきた。このため、多様な医療機器が開発され、かつ短いサイクルで改良、バージョンアップが行われている現状を踏まえ、民間の第三者機関（登録認証機関）による認証を高度管理医療機器にも拡大し、承認期間の短縮を図ることとしている。また、MRIなどで撮影された画像データの処理や保存、表示を行うプログラムも医療機器の範囲に取り込むこととされている。その他、医療機器製造業の許可制を届出制にする。

基本的には、再生医療等製品については、医薬品と同様の製造販売承認、製造販売許可、製造許可等の制度が採られている。再生医療等製品は、品質的に不均一になる可能性が高く、有効性も異なっている可能性が高いことから」という点である。そこで、改正案では、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医療機器又は体外診断用医薬品」と認められる場合には、有効性が推定され、安全性が確認されれば、条件及び期限付きで承認する、という「特例承認」の仕組みが盛り込まれている。

●再生医療等製品関係の改正
iPS細胞等による組織や臓器の再生医療は、医療機関で独自に再生医療の治療や臨床研究を行う場合と、企業、研究所などがiPS細胞等を用いて培養・加工し、「再生医療製品」として医療機関に提供、これを用いて移植手術が行われる場合とがある。薬事法で対象とするのは、後者の「再生医療等製品」についての規制である。なお、前者の医療機関における再生医療については、別途「再生医療の安全性等の確保に関する法律案」が上程されている。

●その他
医薬品等関連事業者等の責務規定及び医師、薬剤師等医薬関係者の責務規定が設けられている。また、その他、安全対策として、医薬品、医療機器等の添付文書を届出制（現在は、製造販売業者が自主的に作成するものとの位置づけ）とされている。

①医療機器関係の改正
まず、改正案では、医療機器と体外診断用医薬品の製造販売承認、許可等の規定を医薬品等から分離して独立の章立てをしている。（体外診断用医薬品は、これまで通り、「医薬品」に含めているが、その承認、許可については医療機器に準じた扱いをすることとしている。）

まず、改正案では、医療機器と体外診断用医薬品の製造販売承認、許可等の規定を医薬品等から分離して独立の章立てをしている。（体外診断用医薬品は、これまで通り、「医薬品」に含めているが、その承認、許可については医療機器に準じた扱いをすることとしている。）

一般用医薬品の販売ルール策定作業グループについて

公益社団法人日本薬剤師会
常務理事 藤原 英憲（ルール策定作業グループ委員）

一般用医薬品のインターネット販売に関し、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）で、「一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。」とされた。これを受けて、一般用医薬品のインターネット販売等の具体的なルールや関連する対面販売のルール、偽造医薬品対策の具体的な内容について検討するため、本年8月に厚生労働省では、作業グループが設置された。作業グループは14名の委員により、8月15日～9月20日まで合計4回開催され、各販売方法ごとのルールについて、消費者の安全性の確保の観点から、それぞれの特性を踏まえつつ議論を行ってきた。

一方、スイッチOTC直後医薬品及び劇薬指定医薬品の28品目について、医学・薬学の専門家6名により、医薬品の特性や安全性の面からの検討が行われている。

一般用医薬品の販売ルール策定作業グループにおいては、インターネットによる次の具体的な販売ルールの論点にしばり検討されたので報告する。

1. 店舗における専門家の関与のもとでの販売するためのルール

◆安心・信頼できる店舗において販売されることを基本に、店舗の定義や構造設備の明確化、店舗の開店時間とネットの販売時間の在り方、許可証等の掲示や表示、店舗に貯蔵・陳列をしているものを販売することや店舗の正式名称と通称名称の在り方、個人情報保護法等の遵守に

ついて検討された。

◆必要な資質・知識を持った専門家の関与のもとに販売されるための措置としては、一般用医薬品の販売は、薬局・薬店の許可を取得した店舗が行うこと。その上で、販売時の専門家の常駐、専門家数の基準、専門家の氏名等の掲示・表示、販売時の専門家の氏名等の伝達、管理業務及び担当する専門家の明確化、従業者に対する研修等の実施の措置の実施が検討された。

2. 専門家による的確な確認・情報提供等のルール

◆専門家による的確な確認・情報提供等が行われるためのルールとして、第1類医薬品販売の流れや第2類・第3類医薬品の販売の流れが示された。

◆日本薬剤師会として特にこだわった第1類医薬品販売時における薬剤師の関与については、専門家と購入者とのやり取りが必要という意見を述べ、作業グループのほとんどの委員から支持された。

◆第1類医薬品の販売時における情報提供の免除要件の明確化や指定第2類医薬品販売時における特に注意すべき点への対応について検討された。

◆製品発送前の相談応需、購入者への専門家の氏名等の伝達や販売後も含めた的確なタイミングでの相談応需、対面、電話等による対応体制の整備、注文のみ受け付ける時間の表示や時間外対応に関する表示の義務付けが検討された。

◆大量、頻回購入等の防止のために医薬品によっ

ては販売個数制限などの措置も検討された他に、使用期限切れの医薬品の販売禁止やオークション形式での販売の禁止なども議論された。

◆インターネット販売においては、安全対策と薬事監視の実効性の確保の観点から、販売記録の作成やインターネットモール販売事業者への情報提供など協力体制も努めることについても検討された。

◆医薬品の陳列、表示等を適切に行わせるために、リスク区分の表示や店舗において義務付けされている掲示や表示についても販売サイトに表示することになり、また誇大広告等の制限についても検討された。

◆インターネット販売により懸念される偽サイト、偽造医薬品への対応としてはインターネット販売の届け出や販売サイトの公表などとともに、国内、国外サイトの監視の強化を行うことや輸入通関時に特に注意が必要な医薬品リストへの掲載促進を行うことも検討された。

◆厚労省HPにおいて適法な販売サイトであることの確認できる等などの国民への周知や啓発を強化していくことも検討されている。

策定作業グループは山本隆一先生（東京大学大学院 准教授）の座長のもと、4回にわたった検討は、インターネットを利用することにより、便利で簡単に購入できることを可能にすることを主張する委員と一般用医薬品販売に当たって、安全・安心をどのように担保していくかを主張する委員との間で議論がなされる中で、生活者や情報技術の専門家等からの意見や薬事法を監視する立場の方の意見も取り入れながらルールづくりが進められてきた。

この作業グループで、再三批判された一部の薬局・薬店の店頭での一般用医薬品販売の現状については、薬業界全体で改善し、専門家による対面の良さを生活者に認識してもらえるような取組みが喫緊の課題であると思っている。

ぬくいレポート

このレポートは昨年の4月に本連盟に入会した抜井委員による
会員目録としての本連盟の活動報告を行うコーナーです。

今号は9月・10月に行われた各種会合に出席したので、その報告をします。

①「薬剤師地方議員 意見交換会」

さる八月二十九日(木)、ホテルグランドアーク半蔵門(東京・千代田区)において、薬剤師地方議員意見交換会が開催された。

第3回目となる今回、日本薬剤師連盟児玉孝会長は、開会の挨拶で『これから日本が目指す医療は、国民の自助を基本としつつ、共助(＝社会保険制度)が自助を支えることだ。今、さまざまな医療職種団体が、多職種連携の重要性が云われているが、連携がとれないと一番困ってしまうのは国民。地域医療の中で、薬剤師がイニシアティブをとって活動することで、我々薬剤師が、真に貢献できると確信している。そういった意味においても、薬事行政との関わりを十分に理解している地方議員の皆さんと、密に連携をとっていききたい』との願いが語られた。

続いて、藤井基之参議院議員、とかしきなおみ衆議院議員、松本純衆議院議員(秘書代理)の挨拶。藤井議員は、昨年末と今夏の国政選挙における各々の協力

体制に感謝を述べ、薬系国会議員が少ないことで、薬剤師議員が国に求められることは多岐にわたる。それだけ薬剤師に対する期待は元来大きいと出席者にエールを送られた。また、とかしき議員は、厚生労働大臣政務官としての立場から、国と地方の政策がうまくかみ合っていないかもしれないと危惧。薬剤師の職能拡大、地位向上のためには、政治力の介入が不可欠であることを強調され、地方からの情報提供・提案を呼びかけるとともに、自身の惜しみない尽力を約束された。

当日は、全国49名の薬剤師議員のうち25名が出席。それぞれの議員一人ひとりのよる、地元での紹介、日頃の政治活動、それに対する薬剤師議員としての誇り、責任、思いが語られた。具体的な意見として、昨年に引き続き

●学校薬剤師の報酬が地方交付税の算定基準に達していない現状については、複数の議員によって述べられた。また、個別の意見として、

●井戸水を飲料水として使用している地区における薬剤師の立場としての水質検査の重要性

●学校が検査前だけ水栓を長時間開いていたため、正常な検査値として長年把握できず、水の味がいつも一定していないという声を学校薬剤師が拾いあげ、行政の立場から踏み込んだ検査が行われ、水道管とりかえになった事例など、それぞれの立場の身近な話題に、参加者は大変興味深く聞き入っていた。

意見交換の後、日本薬剤師連盟小田利郎幹事長からは、日本薬剤師会と日本薬剤師連盟の現状報告並びに当面の政治的課題として、一般用医薬品のインターネット販売問題や医薬分業に対する様々なバッシングの中で、次年度調剤報酬の確保、混合診療の問題など様々なことが語られ、こういった問題に対応していくため、政治力は改めて重要であると訴えた。

今回の会に初めて出席したというある女性議員は、地方議員同士の横のつながり、国会議員との縦のつながりが出来ることは大変喜ばしく、改めて『ひとりの薬剤師として、そして一議員として』振り返るよい機会だったと感慨深く話された。

「ただ、私には本心に悔し、悲しい。しかし、ひとりで反論したところで、声はかき消されてしまうだろう。」

②「平成25年度臨時評議員会」

平成25年10月2日(水)、東京會館において、平成25年度臨時評議員会が開催された。

冒頭、児玉孝日本薬剤師連盟会長、松本純、藤井基之両薬剤師国会議員に続き、今夏の参議院選挙において日薬連盟が推薦した、衛藤辰一参議院議員(秘書の北村氏が代読)、木村隆次氏より御礼の言葉が述べられ会議が始まった。

報告の議題は、平成24年度会務並びに事業報告、収支決算報告、参議院通常選挙総括報告の3件。質疑応答の後、採決の結果、報告議題は賛成多数で採択されたが、全国から参集した各都道府県薬剤師連盟の代表者のそれぞれの質問は、真剣そのものであった。

例えば、今夏の参議院選挙において、日薬連盟は、組織内候補者の擁立をみおくることとし、現職の衛藤辰一参議院議員を重点・推薦候補者、介護支援専門員協会の代表者である木村隆次氏(薬剤師)を推薦候補者として支援を行った。結果、衛藤参議院議員は当選を果たしたが、木村氏は落選という結果に終わった。

「薬剤師としてもう一歩踏み出すことがあるとしたら、政治に関心をもちたい。このPOWERを読んでいる人は、

た。某県の評議員からは「外部の者からは、薬剤師会は、薬剤師を当選させることが出来なかったと見られている」、「健闘した、という言葉で決して終わらせてほしくない」と言及。これに対して、連盟執行部は「候補者選定が遅れた」、「2名の候補者を推薦したこと」が会員等に戸惑いを与えて、結果として、1名のみが当選に終わったことを率直に反省し、次回の選挙に備えたいと回答された。また、冒頭の藤井議員の挨拶では、今回の選挙は、自民党の圧勝であり、医療職種が増えたが薬剤師議員は増えなかった。相対的に我々の力は減ったと言わざるを得ないと言った。

さらに、某評議員からは、東京都、神奈川県、脱退問題と都道府県責任負担金問題に触れて組織の問題があると述べられていた。選挙は、我々の普段の団結力(組織力)を問われているのであると痛切に感じる言葉であった。

次に、議案の審議が行われ、議案1号(会員区分及び負担金に関する規則の一部改正の件)、議案2号(平成25年度収支補正予算の件)、議案3号(時期参議院議員通常選挙対応の件)についても、十分な質疑の結果、賛成多数で採択された。

「もう気づいている人であると思う。気づいていない人に、気づかせてあげること、一人ひとりの使命である、と私は考える。」

せられ、児玉会長は、「苦しいのは大都市ばかりではないことは十分に理解している。引き続き負担金等問題は、組織強化と合わせて検討していく」と回答された。

組織が一枚岩となって政治活動、選挙運動を戦っていくことは、本当に難しい。我々一人ひとりが、生活に直結する調剤報酬、そして薬剤師の職能の向上には政治力が必要であるという認識をしっかりと持たねばならない。

最後に、議案3号として日薬連盟は、平成28年7月に予定される、次期参議院議員通常選挙における組織内推薦候補を藤井基之参議院議員と決定し、万全を期すことが満場一致で採択された。日薬連盟はこれからも、責任負担金や組織強化の課題が山積しているが、薬剤師の将来を真剣に考え、いま何をすべきかを考え、藤井基之参議院議員に対し、さらなる応援をしていかねばならないと感じた。

出席した薬剤師 首長・地方議員 紹介



三好 昇
北海道
江別市長



北市 勲
北海道
赤平市議会議員



西谷 洵
青森県
青森県議会議員



平間 知一
宮城県
白石市議会議員



山口 桂子
山形県
天童市議会議員



庄司喜與太
山形県
大石田町長



小島 衛
福島県
福島市議会議員



大島 正芳
群馬県
太田市議会議員



星野伊久雄
千葉県
市原市議会議員



小沢 美佳
千葉県
市原市議会議員



山本 佳昭
東京都
青梅市議会議員



小峰 和美
東京都
西東京市議会議員



川上 哲也
岐阜県
岐阜市議会議員



山下 治夫
愛知県
美浜町長



富口潤之輔
愛知県
名古屋市長



辻 淳子
大阪府
大阪市議会議員



河本 光宏
大阪府
茨木市議会議員



清水 祐子
京都府
京都市議会議員



北川 嘉明
兵庫県
太子町長



平野 一夫
和歌山県
高野町議会議員



川神 裕司
島根県
浜田市議会議員



村木 理英
岡山県
総社市議会議員



上原 貞
広島県
府中町議会議員



山田 秀夫
大分県
豊後高田市議会議員



武 昭一
鹿児島県
鹿児島市議会議員



③「藤井もとゆき君と語る会」

平成25年10月2日(水)、東京會館にて臨時評議員会が行われた後、「藤井もとゆき君と語る会」が開催され、600名もの支援者が駆けつけた。とかしきなおみ衆議院議員の司会で進行され、発起人代表である児玉孝本連盟会長及び来賓挨拶の後、藤井基之議員本人の挨拶が行われた。

会場に駆けつけたある支援者は、薬剤師議員を政界に送りだすことは、自

身を守ることになる、藤井先生には絶対再選していただきたいと思いを述べた。

児玉会長は、臨時評議員会で、次期参院選組織内候補として、藤井議員を支援していくことを決定したことを紹介した。藤井議員は、薬剤師の地位向上のため今後も尽力していきたい、と述べた。



政治に関心を持とう！ 学術大会ブースで 広報活動を展開

9月15日(日)・16日(月・祝)、佐賀県において九州山口薬学大会(参加者約3,000名)が、9月22日(日)・23日(月・祝)、大阪府において日本薬剤師会学術大会(参加者約15,000名)が開催された。両大会において、本連盟はブースを設置しPR活動を行った。

ブースでは、本連盟の活動などをまとめた動画を上映し、また、本連盟機関誌「POWER」2013年夏号や、チラシ「日本薬剤師連盟って何??」を配布した。チラシの裏面には「あなたに質問」と題した医療・薬剤師に関わる10の問題が書かれており、ブースに立ち寄った大会参加者は、難問(?)に熱心に取り組んだ。



～ご挨拶～

日本薬剤師連盟の皆様には平素よりご支援、ご指導賜りまして、心から感謝申し上げます。特に、7月の参議院選挙におきましては、並々ならぬご支援を賜り、衷心より謝意を表します。

10月15日より臨時国会が召集され、審議が始まっておりますが、皆様のご支援により参議院のネジレ状態も解消され、アベノミクス効果により経済も明るさを取り戻しつつあります。また、念願の2020年オリンピック・パラリンピックも東京開催が決まるなど、日本再生に向けて動きが活発化しております。私も、引き続き総理大臣補佐官としての役割、責任を果たしてまいる決意であります。

さて、薬剤師の皆様と直接かかわる課題として、一般用医薬品のインターネット販売の新たなルール作りの問題が審議されており、また来年4月に調剤報酬改定等も控えております。国民の安全・安心が守られるよう、薬剤師の皆様と十二分にその職能を発揮していただくために、松本先生、藤井先生、渡嘉敷先生とともに、私も頑張らせていただきたいと存じます。

去る6月、安倍内閣の戦略市場創造プランの一環として、地域に密着した健康拠点として、薬局及び薬剤師の皆様積極的に活動していただくことが閣議決定され、来年度予算案にも事業費を盛り込んでおります。少子高齢社会を健康長寿社会とするため、薬剤師の皆様にはますますご活躍いただきますよう、ご期待申し上げます。

日本薬剤師会、日本薬剤師連盟の、一層のご発展をお祈り申し上げます。

平成二十五年十月
内閣総理大臣 補佐官 衛藤晟一

もとゆき Report

藤井もとゆき 国会レポート



インドネシアと西アフリカを訪問

8月8日以降国会は閉会となっております、久しぶりに夏休みを取ることが出来ましたが、8月の下旬にインドネシア、9月の中旬に西アフリカと、相次ぐ海外での仕事をこなすことになりました。

インドネシアには3日間の訪問でした。途上国の子どもたちの命を救うため、予防接種へのアクセスを拡大することを使命としているGAVIアライアンスという世界同盟からの要請を受けての訪問です。視察の目的は、インドネシアにおけるGAVIの活動を直に見ること、同国が感染症対策の一環として、5種混合ワクチン(破傷風・百日咳・ジフテリア・インフルエンザ菌b型・B型肝炎)を導入することとなり、その記念式典に出席することでした。式典への出席の前に、ワクチン製造企業である「ピオファルマ社」を訪問し、日本の無償資金協力によるポリオ、麻しんワクチンの製造施設等を見学しました。式典は、西部ジャワ州知事、GAVI次長等の祝辞に続き、保健大臣より州知事へ5種混合ワクチンが贈呈されました。

西アフリカ訪問は10日間であり、技術協力、無償資金協力等、我が国のODA活動の状況を視察し、今後のより効果的なODA活動につなげようということを目指し、視察団の団長をつとめました。訪問したのは、ガーナとブルキナファソで、周辺国が社会的に不安定な状況にある中、両国は政治的・社会的にも安定を保っている国です。

ガーナに対しては、農業(稲作)、経済インフラ(電力、運輸交通)、教育、行財政運営機能の強化の4分野を重点として支援しています。約8箇所の支援事業の現場や青年海外協力隊の活動状況等を視察しました。また、ブルキナファソに対しては、農業、教育、西アフリカ経済通貨同盟域内の統合促進に資する支援を行っています。約5箇所の支援事業現場と青年海外協力隊の活動状況等を視察しました。

今回の視察が、日本と訪問国の友好関係の一層の発展に少しでも寄与することを願っています。

都道府県薬剤師連盟主催 若手フォーラム開催報告



東海(7月28日)



京滋奈(8月24・25日)



和歌山(8月24・25日)



新潟(9月7・8日)

編集 後記

平成24年春、日本薬剤師連盟の体制が一部変更になり、広報委員会が発足。そして、早くも1年6カ月が経過した。

その間、私たち広報委員会は試行錯誤を繰り返している。どのようにしたら日薬連盟の活動を知っていただき、連盟の活動の必要性を理解していただき、連盟の活動に協力いただけるか、連盟の活動に参加いただけるかを。

「日薬連盟だより」は年間6回から「POWER」の副題を付して4回の発行となった。「日薬連盟だより」POWER! 7月20日に発行した夏号では、「薬剤師は悪魔の手先か?」そして今お届けしたこの秋号では、「こんな薬局 薬剤師はいらない!」と、少々過激かと思える文字が躍った。

この記事を見て、読んで、声が欲しい! 全国の薬剤師からお叱りがあるかもしれない。激励をいただけるかもしれない。それも、全て受け止める。

日薬連盟の活動・必要性を知っていただき、活動に協力・参加いただきたいから。

さて、3年後の参議院議員選挙における組織内候補が10月2日開催された評議員会で決定された。そして3年間の戦いが始まった。「藤井もとゆき」氏を引き続き支援しよう!

広報委員

- 中本 行宣、生出 泉太郎
- 渡辺 徹、大橋 均
- 根本ひろ美、大澤 泰輔
- 豊見 敦、抜井 留理子

O・H